

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について (概要)

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1. 制度の概要

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 4 条において、同法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物についての権原を有するものは、政令で定める基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならないとされている。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 2 条において、当該基準が定められており、同条第 2 号イにおいて、給水に関する設備を設けて人の飲用等のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定める水質基準に適合する水を供給することとされている。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「建築物衛生法施行規則」という。）第 4 条において、当該水質基準が定められており、同条第 1 項第 3 号及び第 4 号において、水質検査を行う事項として、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の検査事項が引用されている。

2. 改正の内容

- 水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 19 号）の施行に伴い、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PF0A）について、水道水の水質基準が新たに設定されたため、建築物衛生法施行規則においても、当該物質を建築物衛生法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号二に追加し、3 年に 1 回定期検査を行う対象とする。

3. 根拠条項

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 2 条第 2 号イ

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 11 月（予定）
- 施行期日：令和 9 年 5 月（公布日 6 ヶ月後）